

議案第 5 0 号

木津川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正について

木津川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成 1 9 年木津川市条例第 1 4 5 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

木津川市長 谷口 雄一

提案理由

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 4 3 号）」が令和 8 年 6 月 1 9 日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条
例（案）

木津川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成 1 9 年木津川市条例第 1
4 5 号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（占有者等の自己処理の基準等） 第 1 5 条 占有者等は、自ら一般廃棄物を 処理するときは、法第 6 条の 2 第 2 項に 規定する一般廃棄物処理基準（特別管理 一般廃棄物については、 <u>同条第 4 項</u> に規 定する特別管理一般廃棄物処理基準）に 従わなければならない。 2 ～ 3 （略）	（占有者等の自己処理の基準等） 第 1 5 条 占有者等は、自ら一般廃棄物を 処理するときは、法第 6 条の 2 第 2 項に 規定する一般廃棄物処理基準（特別管理 一般廃棄物については、 <u>同条第 3 項</u> に規 定する特別管理一般廃棄物処理基準）に 従わなければならない。 2 ～ 3 （略）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。